へ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第百六条第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト・チ　（略）

五・六　（略）

七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ～ハ　（略）

（特定信用事業代理業の許可の予備審査）

第五十条の八　法第百六条第一項の規定により特定信用事業代理業の許可を受けようとする者は、準用銀行法第五十二条の三十七に規定するものに準じた書面を農林水産大臣及び金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

（特定信用事業代理業に係る内部規則等）

第五十条の十九　特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該特定信用事業代理業者の所属組合が講ずる法第十一条の十三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定信用事業代理業者の密接関係者）

第五十条の二十　準用銀行法第五十二条の四十五第三号の主務省令で定める特定信用事業代理業者と密接な関係を有する者は、当該特定信用事業代理業者の所属組合の特定関係者（法第十一条の十第三号に規定する特定関係者をいい、当該特定信用事業代理業者の子会社を除く。）とする。

（所属組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）

第五十条の二十一　準用銀行法第五十二条の四十五第四号の所属組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定めるものは、所属組合が法第十一条の十五ただし書（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

へ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第百二十一条の二第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト・チ　（略）

五・六　（略）

七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第百二十一条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ～ハ　（略）

（特定信用事業代理業の許可の予備審査）

第五十条の八　法第百二十一条の二第一項の規定により特定信用事業代理業の許可を受けようとする者は、準用銀行法第五十二条の三十七に規定するものに準じた書面を農林水産大臣及び金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

（特定信用事業代理業に係る内部規則等）

第五十条の十九　特定信用事業代理業者は、その行う特定信用事業代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該特定信用事業代理業者の所属組合が講ずる法第十一条の十の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定信用事業代理業者の密接関係者）

第五十条の二十　準用銀行法第五十二条の四十五第三号の主務省令で定める特定信用事業代理業者と密接な関係を有する者は、当該特定信用事業代理業者の所属組合の特定関係者（法第十一条の八第三号に規定する特定関係者をいい、当該特定信用事業代理業者の子会社を除く。）とする。

（所属組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）

第五十条の二十一　準用銀行法第五十二条の四十五第四号の所属組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定めるものは、所属組合が法第十一条の十二ただし書（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。